

平成26年12月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成26年12月15日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

元木委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第36号 徳島県学校職員給与条例等の一部改正について
- 議案第37号 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成27年度に向けた教育委員会の施策の基本方針について（資料②）
- 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ（素案）」について（資料③④）
- 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における徳島県の結果について（資料⑤）

佐野教育長

おはようございます。それでは、教育委員会から提出いたしております追加案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、条例案2件でございます。

お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、平成26年度の改定を行うとともに、給与制度の総合的見直しとして、平成27年度の給料表の引下げ及び地域手当の新設などの改定を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

次に、3ページをお開きください。

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本県における教員給与について人事委員会の意見があったことに鑑み、他の都道府県との均衡等を考慮し、特殊業務手当の額を改めるものであります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

以上が、今回提出しております案件でございます。

続きまして、3点御報告をさせていただきます。

まず、1点目は、平成27年度に向けた教育委員会の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。横長のものです。

これは、昨年度からの全庁的な取組といたしまして、委員会における御審議の充実に資するため、来年度の予算編成に向けた各部局の施策についての基本的な方針や方向性を御報告することとし、併せてその内容を県ホームページ上に掲載し、県民の皆様にも広くお知らせしようとするものです。

県教育委員会におきましては、“とくしま”の次代を担う人材育成に向けて、施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは、順次御説明させていただきます。

まず、左上の「グローバル人材の育成」では、英語村プロジェクト「徳島サマースクール」や海外の学校との交流等を通じて、英語によるコミュニケーション能力の向上はもとより、日本人として世界の中で自ら主体的に行動できる人材の育成を進めてまいります。

次に、「キャリア教育の推進」では、現在、策定中の徳島県農工商教育活性化方針に基づき、6次産業化に対応した教育を推進するとともに、産業界や地域、家庭と連携し、発達段階に応じたキャリア教育を実施してまいります。

次に、「スポーツの振興」では、鳴門渦潮高校を中心に競技力向上を図るため教育環境を充実させるとともに、スポーツ科学科の専攻実技種目を拡充するなど、2020年東京オリンピック開催に向け、トップアスリートを育成する取組を進めてまいります。

次に、「文化芸術の創造」では、名西高校を文化芸術教育の拠点校として充実強化を図るとともに、来年度、25周年を迎える文化の森、20周年を迎える埋蔵文化財総合センターにおいて、文化の拠点施設としての取組を充実し、更なる魅力発信に努めてまいります。

右上に参りまして、「確かな学力・豊かな心・健やかに生きる力の育成」では、学力向上対策として、現在、検討、協議を行っております学力向上・授業改善調査検討委員会での御意見や御提言を踏まえた取組を実施してまいります。

また、いじめ問題等への対応や道徳の教科化への対応など、豊かな人間性を育てる取組を着実に実施するとともに、次代を担う児童生徒の子供の体力向上や食育の推進に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、「特別支援教育の充実」では、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、みなと高等学園を中心に発達障がい教育の専門性の向上、センター的機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域との協働による教育支援を展開してまいります。

最後に、「安全・安心な学校づくり」では、県立学校施設や総合寄宿舎における耐震化や住環境の改善など、安全・安心に学ぶことができるよう教育環境の整備を図るとともに、全国に先駆けて設置した防災クラブの活動充実を図るなど、防災教育の更なる推進に取り組んでまいります。

続きまして、2点目は、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ（素案）」について、御報告させていただきます。

お手元の資料2-1を御覧ください。

このほど、徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ策定検討会議等の御意見を踏まえ、資料2-2のとおり計画の素案をまとめたところでございます。

まず、「1 策定の趣旨」につきましては、平成27年4月から予定されております子ども・子育て支援新制度の趣旨である、質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実を踏まえまして、満3歳から5歳までの幼児に対する幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画として策定するものでございます。

次に、「2 実施期間」につきましては、平成27年度から31年度までの5年間としております。

「3 素案の概要」の（1）目指す幼児教育につきましては、3点を掲げることとしております。

（2）基本方針でございますが、①から⑤までの5点を掲げることとしており、基本方針①幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実といたしましては、各施設における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育が提供できるように支えていくこととしております。

次に、基本方針②保育者の資質及び専門性の向上といたしましては、研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質と専門性の向上を目指すこととしております。

次に、基本方針③発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進といたしましては、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を推進し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ることとしております。

次に、基本方針④特別支援教育の充実といたしましては、特別支援教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携などを通して、各施設における特別支援教育の充実を推進することとしております。

次に、基本方針⑤家庭や地域社会との連携推進といたしましては、各施設の持つ専門性を生かし、幼児のより良い成長を支える家庭や地域社会との連携を促進することとしております。

最後に、「4 今後の予定」でございますが、パブリックコメントを12月下旬から実施し、その後、徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ策定検討会議での御意見を踏まえ、2月議会にプランの案を御報告させていただきます。

続きまして、3点目は、先日、発表されました平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における徳島県の結果について、御報告させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

まず、調査概要について説明いたします。

調査の対象は、小学校5年生、中学校2年生の男女全ての児童生徒となっており、調査の内容は、小中学校とも8種目の実技調査と質問紙調査であります。なお、中学校での持

久力測定については、持久走と20mシャトルランのどちらかを選択することとなっております。

次に、実技調査における体力合計点の全国順位でございます。

小学校5年男子が37位、女子が26位、中学校2年男子が28位、女子が42位となり、小学校5年生女子、中学校2年生男子において、調査開始以来、初めて20位台の結果が出ております。

質問紙調査の結果と合わせて、本県の児童生徒の体力・運動能力の状況は改善傾向が続いていると分析しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも関係機関との連携を図ることにより、子供たちの更なる体力向上にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

元木委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田委員

まず1点目なんですけれども、学校図書館の整備についてお尋ねいたしたいと思います。

学校図書館の整備につきましては、文部科学省が平成24年度からの学校図書館に関する地方財政計画を進めているわけなんですけれども、これまでの子どもの読書活動推進計画を見ましても、徳島県の場合は、例えば学校司書の配置率は、小学校189校のうち配置校が9校、あるいは中学校84校のうち配置校が6校とか、全国平均と比べても非常に低い状況が指摘されております。

それで、この文部科学省の計画によりますと、学校図書館図書標準の達成を目指して、単年度で約200億円、5年間で1,000億円の措置を講じるということです。一つが図書標準を目指していくんだということ。

それから二つ目が、新聞を活用した学習を行う環境を整備するので、各学校に新聞1紙を配置する、その予算も講じているということです。

それから、全国の公立の小中学校に学校図書館担当職員、これは教諭が兼務するんじゃないかと、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員を置く。そして、教員とかボランティアは含まないということで予算化されております。

交付税措置で見えないお金になるので、これがちゃんと使われて、そういうふうに使われているかどうか問題なんですけれども、この学校図書館の蔵書、新聞を活用した教育、それから職員の配置の3点につきまして、今、徳島県内はどういう状況にあるのか。職員につきましてはここに書かれていますが、これは24年度ですか、この計画の中である程度は進んでいるんじゃないかなと思うんですけども、状況はどうなのか。それから、今後の

見通しはどうか、お聞きしたいと思います。

三宅学力向上推進幹

今、委員のほうから、文部科学省の平成24年度からの学校図書整備のための支援策に基づいた御質問を頂きました。

まず、図書の整備状況なんですけれども、本県の整備状況は、平成24年度末で小学校56.9%、中学校48.8%と、小中学校ともに全国平均を上回っている状況でございます。

また、お話にありました、いわゆる学校司書と申しまして図書担当職員、学校の教員でもなくボランティアでもなくという担当職員の配置につきましては、おっしゃられるとおり、24年度、本県は低い状況でありました。けれども、担当のほうで各市町村教育委員会を回りまして説明をするとともに、財源、文部科学省のほうから国の支援策として出されました地方交付税措置をしっかりと活用していただくということをお願いいたしまして、今年度の9月からなんですけど新たに配置していただく市町があり、従来よりも配置率は上がっております。また、市町におきましても継続的に回りましてお願いをしましたところ、27年度からの配置を目指し、当初予算をとっていくという市もございますし、次回の調査ではこのところの数字は上がっていくというふうなことです。

また、ボランティアではないというところで数値が上がっていくわけなんですけれども、ボランティアの団体は、全ての市町村で各小中学校に非常にたくさん関わってもらっております。そういったところでの学校図書館の整備も進められているところでございます。

新聞につきましても、同じように5か年計画で地方交付税措置がとられております。本課でも、N I E教育の推進ということもあり、同じように新聞の配置につきましても市町村教育委員会を通じてお願いしているところでございますが、一般財源ですので、市町村課とも連携し、市町村の財政担当課のほうにも働き掛けをいたしまして、一般交付税の適正な使用ということをお願いをしているところでございます。

達田委員

そうしますと、職員に関しましては現在何人いらっしゃるのか。平成27年度からは何人になる予定なのか。

それと、新聞は増えてきたといいましても、新聞に関して何%の学校がちゃんと配備をしているのか。それからまた、少なくとも27年度には100%置いていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

三宅学力向上推進幹

いわゆる学校司書の配置なんですけれども、非常勤講師という形で複数を回っておりますので、学校で言いますと対象とする学校は増えるんですけれども、今現在、鳴門市に7人、本年9月から北島町で中学校に1人、それから三好市のほうで小中学校を回るということで7人採用が増えております。また、平成27年度に向け、石井町で今、検討中ということで進められております。

新聞について何%という配備率につきましては、こちらのほうで具体的な数値を把握しておりませんが、各市町村教育委員会を通じまして各学校に働き掛けをしているところでございます。

達田委員

国がこういう予算を付けていこうということになってきたのは、やっぱり長年の行政の働き掛けであるとか、何よりも保護者の方とかの強い要望があって、学校図書館を充実させてもらいたいということで予算が付いてきていると思うんです。ですから、この予算は一般財源だから、見えないんだから、何に使っても自由というんですけれども、やっぱりこれもちゃんと積算された金額なので、図書館の充実のために使ってもらえるように是非お願いしたいと思うんです。

それで、今、県全体で各市町村への割当てが、もし一般財源じゃなくて目に見えらしたら、どれだけの金額になって、実際使われているのはどれだけの額なのか分かるでしょうか。

三宅学力向上推進幹

今、全県の状況ということで、交付税措置の金額のお尋ねでございましたが、おっしゃるとおり目に見えない金額でございますので、私どものほうでは今現在、把握しておりません。

繰り返しになりますけれども、市町村教育委員会、また市町村の財政部局、本県の財政課のほうとも連携いたしまして、今後とも一層働き掛けていこうと思っております。

達田委員

市町村の予算ですので、なかなか県のほうで把握しにくいということはあると思うんですが、蔵書につきましては1学級当たり幾らという積算がされますので、何クラスあるか見れば大体のお金が分かりますよね。また、司書の方の配置もおおむね2校に1人ということになっていまして、それもやっぱり金額が出ておりますので、これぐらいの金額というのが出てくると思うんです。実際に各市町村でどれだけのお金が使われているのを見れば、そのお金は出てくると思いますので、そんなに一件一件聞かなくても、県のほうでちゃんと計算できると思います。是非それは計算していただいて資料を頂けたらと思いますので、よろしくお願いたします。

それと標準冊数なんですけど、これは100%にというのがなかなか難しいかもわかりませんが、やっぱり100%を超えている学校もあるわけですね。どんどんと蔵書を増やしていただいて、子供が本に親しめる環境をつくっていただきたいんですが、この徳島県子どもの読書活動推進計画のパブリックコメントで、何人かから御意見を頂いております。

この中で、ちゃんとした職員も配置してもらいたいんだというようなこと、例えばデータがちゃんとできていないというような数も出ているんですけども、それはやっぱり専門の人がいないからじゃないでしょうかということも指摘されております。ボランティアさ

んではなかなかできない仕事です。ですから、専門の職員さんを付けていただきたいということ。

それと、蔵書が足りているといっても非常に古い本がたくさんあって、子供が関心を示さないような古い本が並んでいて、それも数に入っているのです。やっぱりそれは改善してもらいたいというような御意見が何人かから出ているんです。ですから、そういう点について、県の教育委員会としても各市町村に、古い本を置いていませんか、新しいものにどんどん変えていってくださいよというような呼び掛けはしてもいいんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

三宅学力向上推進幹

今、委員のほうから、蔵書率について全国を上回っていても古い蔵書がというところに関しての働き掛けはいかがかというふうなお尋ねでございました。

おっしゃられますように、各市町村におきましては、管内の学校の図書の廃棄、また補充につきましても計画的に行っている状況でございます。本県といたしましても、子供たちの読書経験を豊かにすることは非常に大切なことだと認識しておりますので、魅力的な図書の整備、充実に努めますように、また今後とも指導、助言していきたいと思っております。現在も、先ほどの司書の配置についてお願いをするときに、計画的な図書の廃棄、補充についても話を進めておりまして、実際、学校のほうでもそういったところで、計画的な配置そして補充といったものが進められております。

達田委員

蔵書冊数の標準につきましてもちゃんと示されておりますし、また地方財政措置額の試算もモデルケースがあるとかで、文部科学省からちゃんと金額も示されておりますので、県のほうで是非計算をしていただきたい。そして、またお知らせいただきたいと思っておりますので、これは要望しておきます。よろしく願いいたします。

続きまして、少人数学級の件なんです。徳島県の場合は、以前にもこちらで取り上げられましたが、中学生にも35人学級を導入しているということで、全国的に見れば非常に進んでくれているなと思うんですけれども、実は、先日の11月21日なんです。私ども共産党県議団で文部科学省と財務省へ参りました。国として財政措置というか、法律では35人学級を小学1年生だけしかしていないにも関わらず、それを40人に戻してしまうということを財務省が言いまして、非常に大きな波紋を呼んでおります。そのことについて、財務省に直接お伺いいたしました。

文部科学省のほうは、教員も増やして少人数学級をずっと進めていきたいんだということで、非常に私どもも安心したんですけども、財務省のほうでいろいろお伺いしますと、いろんな資料をつくっていまして、必要ないんだよというような資料なんです。これを見ますと、予算とかいろんなことが書かれておるんですけども、特にこの中で、少人数にしているとかしていないとか子供の学力には関係ないんだというような資料が出てくるんです。その学力というのは、全国一斉テストの結果が少人数だからといって決して良くなっ

ていないという、そういうふうなことをおっしゃるんですけれども、その点について、徳島県の場合はどのようにお考えでしょうか。

美馬教職員課長

ただいま35人学級のことについて、お尋ねを頂きました。

財務省のほうから1年生を40人学級に戻すということがありまして、非常に懸念しているところがございます。ただ、土曜日の読売新聞でしたか、財務省がそれを撤回するというようなことが聞こえてきているということで、安心はしております。しかしながら、幼児教育の約90億円になるような財源が見つからないということで、どのようにこの財源を引き出すのかは、引き続いて国の動向を注視したいと思っております。

お尋ねの件でございますが、学力向上に結び付いていないのではないかとということでございますが、国の学力・学習状況調査につきましても、徳島県は今回少し順位を落としたということがございましたが、全体的な平均点等につきましても、全国的にその差が非常に縮まっている、地域による差も縮まったというようにも聞いております。こういうことは、少人数学級の成果ではないかと思っております。

また、学力・学習状況調査のみが子供たちの学力であるというふうな国の判断は、早計ではないかという姿勢で考えております。

達田委員

私どもも、全国一斉のこの学力テストが本当の学力なのかということには大きな疑問がございます。

学力に結び付いていないじゃないかという、これも当てはまらないと思うんです。実際、財務省が示してくださった資料を見ましても、一斉テストを見ても、やっぱり人数が多いほうがそんなに学力が高いとは言えない状況や、人数が多いほど点数が低いようなところも出ていますので、それは自らそういうことを語っているんじゃないかなと思います。

徳島県といたしましては、こういうことにとらわれずに、教科書に基づいたしっかりした学力が身に付くようにやってくさるというので、そういういろんなことにとらわれずに、本当の子供の学力を目指してやっていっていただきたいと思っております。その点、よろしくお願いいたします。

それともう一点、大きく言われておりましたのが、学級の規模と暴力行為、いじめ、不登校の発生件数に密接な関係は見いだせませんというようなことで、こういうグラフも頂いたんです。

この点について、どういうふうに理解したらいいのかということで、これは徳島県としても、私たちも、保護者の方も、みんなが同じような見解を持っていないと、だんだん流されていくというか、お金がないから先生を減らすんだよとか、学級の数をもとへ戻しましょうというのがまたいつぽっと出てくるか分からないということがあると思うんです。いつも危機にひんしていると思っておりますので。

その点、徳島県はどのようにお考えなんでしょうか。

小林いじめ問題等対策室長

今、委員から、少人数学級と暴力、いじめの関係についてお尋ねがございました。

本県では、暴力の件数は4年連続して減っておりますし、いじめも減少してきております。

なお、少人数との関係についてでございますが、本県の小学校では、徳島県独自に35人学級を進めております。その結果、小学校でのいじめ、不登校の件数について、全国平均より良い数値が上がっております。ただ、小学校でのいじめの件数については、そこまで大きくは減少していないのですが、教員が子供たちのいじめをしっかりと見抜いているというふうには本県としては判断しております。

達田委員

つまり少人数になって目が届きやすくなって、いろんな、いじめなんかがありましても早期に発見しやすいというふうには受けとってよろしいですね。そういうことですので、今まで目が届かなかったところに目が届くようになって、数が増えているんだと。かえって数が増えているというのは、そういうところなんだというふうには私たちも思うんです。多くの保護者の方、先生方もそういうふうには受け止められておられます。それで、国の方針によって、また元に戻そう、40人に戻していこうということが大々的に言われるようになりますと、非常に私たちも心配しているんです。

ですから、徳島県としては少人数学級に取り組んで、この成果が非常に大きく上がっている。2年間ではなかなか学力であるとかいじめであるとか、それをどっと減らしていくというのは、過渡的な時期ですのでなかなか目に見えないかもしれません。けれども、そういう効果が将来にわたってずっと引き継がれて、良くなっていくであろうということ、徳島県はこう取り組んで、こうでこうだから、ちゃんと国としても少人数学級を保証してくださいということを国に対しても強く要望し続けることが必要ではないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

美馬教職員課長

ただいま35人学級を今後、国のほうに強く要望していくべきではないかというような御意見を頂きました。

現在、文科省のほうでは、今回の予算の要求のときに、従来は数だけで見ていたんですが、数と質の両方の面から今後は考えていかなければいけないということで、新たにアクティブ・ラーニングという少人数で質の高い授業を行う方針を打ち出しております。その中で、数と質をともに改善していきたいということで、少人数学級自体を否定するものではないというような見解も示されております。ということで、我々もその方針を享受したいと。

また、今年度、本県からは国に対して養護教諭の定数の改善を求めました。そのことに対して国の概算要求も、我々が要求したほどではないんですけれども、ある一定の改善を

していただいております。このような形で、今後も国の動向を注視しながら、また必要な提言等がございましたら検討していきたいと考えております。

達田委員

是非国に対して、そういう子供の立場に立った要望を続けていただきたいと思います。

それで、この件に関してもう一点なんです、教員の負担が非常に大きいと。日本の先生は忙しいということで、よその国と比べても、いろんなことをこなさなければならなくて、子供に向き合う時間が少ないんだというようなことが指摘されてまいりました。財務省におきましても、忙しいということは認めておられるんです。

その忙しい内容については、日本の教員は授業以外の事務作業等で忙しいんだということが言われております。それで、日本では、授業以外の事務作業と授業の準備、職員会議、一般事務作業等に多くの時間が充てられているという問題があるんですが、じゃあそれを解決するのはどうなんですかといいますと、業務の合理化、外部専門人材の活用、教職員一人一人の能力向上というふうに書かれているんです。

ということは、今、やっている先生はもっと処理能力を高めなさいよ、その方がもっともっと処理能力を高めて、今の量を減らすんじゃなくて、もっと早くできるようにしなさいということです。

それと、外部の専門人材を活用して事務をやってもらおうとか、そういうことが言われているんですけども、私はこれはちょっとおかしいなと。ちゃんとした事務の職員さんが来てくれて、専門的に仕事をしてくれるのが当たり前じゃないかなと思うんですけども、この考え方に対して、徳島県教育委員会はどうでしょうか。

美馬教職員課長

教員のサポートに関する事務の改善でございますけれども、現在、国のほうは、財務省への要求の中で学校事務機能の強化としまして、事務職員に係る複数配置基準の改善、また専門人材の配置という形で、ICT専門職員、学校司書等の専門性の高い人材を配置するというようなことを要求しておるところでございます。

我々もこのことに関しましては、国の動向を注視していきたいと考えております。

達田委員

学校の大切な事務でありますので、ちゃんとした職員が配置できるように。先生方がかえって心配せないかんような状況になりますと困ります。膨大な個人情報を持っているところですから、是非ともその点は、配慮に配慮を重ねた人材配置ができるようお願いをしておきたいと思います。

もう一点は、先ほど体力・運動能力について、体力が向上しました、運動能力が向上しましたということでしたが、実は私は運動が苦手で、こんな反復横跳びとか走るとかはすごく苦手なので、すごく子供たちは頑張っているなという感じがするんです。

運動能力を全体的に高めていくことは、やっぱりスポーツの幅が広がると。そして、子

供たちが学校が終わったらこもり切りとかいうんじゃないかと、どんどんとスポーツに親しめるような状況をつくっていくことが大事じゃないかと思うんですけども、特に行政の仕事として、そういうスポーツができる環境整備が必要だと思うんです。

それで、各学校の専門の指導員さんの配置とか、そういう状況は今、どうなんですか。

高原体育学校安全課長

委員から、学校における体育に関する指導員の配置ということで御質問を頂きました。

市町村立の小中学校におけます専門的な指導者の配置については、全体を把握しているわけではございませんけれども、例えば一例を申し上げますと、石井町におきましては、町の教育委員会が主導しまして、専門の指導員の方をそれぞれの小中学校の体育の事業ですとか部活動に配置しているという報告を受けております。

県教育委員会としましては、大学の先生ですとか、あるいは徳島インディゴソックス、徳島ヴォルティスのコーチ、選手を専門的な指導者として、一部幼稚園も含みますけれども、それぞれの小学校の体育の授業ですとか学校行事等に派遣をして、楽しく授業ができるというふうな機会を持ってもらう、子供たちに体験してもらうということにさせていただいております。

達田委員

今現在、徳島県全域の小中高にスポーツに関わる体育専科教員がどれぐらいいるとか、あるいはスポーツの部活動とかでやっているところの指導員の方は、どういうふうな方が何人いるとか、そういうのは把握しておるんでしょうか。

高原体育学校安全課長

部活動の外部指導者の派遣につきましては、概数で申し上げますと、中学校のほうに県教委としましては50名を派遣させていただいております。高等学校の部活動については同様に30名。ただ、これは県費で、正確には国費なんですけども、お支払いしている人数であります。

例えば、中学校体育連盟のほうでは外部指導者として登録制度を持っております。その方たちは、通常の部活動の指導に加えて、公式の試合にベンチ入りができるというようなことで、その数で申し上げますと、現在200名を超えます方が中体連で登録して活動していただいております。

達田委員

競技力の向上ということも言われております。全国大会ですとか、またオリンピックとか、いろいろ目指して頑張れる人材を輩出していただきたいということで、私たちも期待はしているんですけども、だからといって、スパルタでビシビシというようなことは、やっぱりちょっと困るなと思うんです。科学的にみんなが納得して、運動をやっている状

況をつくっていく、そして、それが物すごく楽しいという状況をつくり出していくことが大事だと思うんですが、指導員の資質にすごくかかっていると思うんです。ですが、その指導員さんによりましたら、非常に子供たちが納得するような方法でやっているというのをお聞きしますし、一部では試合に負けると体罰が飛ぶというようなお話もちらほら聞いたりいたします。

スポーツ指導の場合の体罰についてなんですけれども、県教委として何か把握をされているでしょうか。

高原体育学校安全課長

部活動におけます体罰について、本年度は私どものほうには報告を受けておりません。

防止策としましては、先ほど申し上げました外部指導者に当たられます方に年間4回の講習会を開いておりまして、その4回から2回を選んで出席していただくということでやらせていただいています。

内容につきましては、つい先日もありましたけれども、その先日の講習会では、メンタルトレーニング、精神的な子供たちとの付き合いですとか、保護者、それから卒業生とのやりとりですとか、そういうことを勉強していただきました。それぞれテーマを持ちまして、幅広く最新の技術を勉強していただくことによって体罰が防止できるよという工夫をしているところでございます。よろしく申し上げます。

達田委員

指導者の方の中には、非常に熱心に取り組まれているんですけども、子供たちとの信頼関係が成り立った上であれば体罰も構わないというようなお考えを持っている方もお聞きするんです。ですから、心と心の信頼関係があるなしに関わらず体罰はだめですよというのを徹底させることが必要じゃないかと思うんです。ですから、そういう研修の機会等を、本当に皆さんに徹底していただく機会にさせていただきたいと思うんですけれども、実は、研修の中でもそういうお話が出たというようなお話も聞きましたので、ちょっと心配しているんです。

教育委員会として、体罰をなくす、スポーツ指導については絶対に体罰はだめ、子供たちが納得するような方法でしていきましょう、みんなで知恵を出し合って強いチームをつくっていきましょうということが必要だと思うんですけれども、その点、是非お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

高原体育学校安全課長

体罰防止について、引き続き御質問を頂きました。

県の教育委員会では、昨年度末に運動部活動指導指針を定めさせていただきました。その中で具体的な事項を示させていただいているんですけれども、ただ単に競技力を向上させるのではなく、部活動につきましては、繰り返しになりますけれども教育活動の一環ですので、学校の指導方針を理解していただいて、さらに競技をよく理解していただいている

方に外部指導者として入っていただいていると考えております。

加えまして、教員、それから職員につきましても、同様に研修会を通しまして、繰り返し繰り返しそのあたりを徹底させていくということで現在やらせていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

達田委員

是非よろしく申し上げます。

子供たちは納得して理解すれば、本当にその方向にどんどんと進んでいく能力を持っていると思います。競技力の向上を私たちも望んでいますけども、それが本当に民主的なやり方でやれるように徹底していただきたいということをお願いして、終わります。

川端委員

私からも学力向上について質問いたします。

この件につきましては、9月議会において佐野教育長からも御答弁を頂きました。今年度、これまでや昨年と比べて学力の低下が見られたということで、今後どのように取り組んでいくのかという質問をさせていただきました。それに対して、佐野教育長から、経営者の代表や学識経験者などで構成する学力向上・授業改善調査検討委員会を設置する、そして抜本的な対策を講じたいという、そんな御答弁であったかと思えます。

この全国学力調査については、それへの取組を私がちょっと調査したところでは、沖縄県が昨年度全国最下位であったことから、その対策として、秋田県との人事交流、授業における分かりやすい目標提示、そしてやる気を引き出す褒め方と、様々な秋田方式というものを導入したようであります。これは単に秋田方式をそのまま行うのではなく、沖縄方式という新たなものに組み替えて、そして考える授業を定着させた。それが効果を発揮したんだというような記事もございました。なかなか短期的にぼんと良くなるようなものは難しいと思いますが、こうした独自の長期的な取組が今、徳島でも求められておるのではないかと思います。

そこで、この徳島方式の対策を是非考えていただきたいんですが、教員一人一人の指導方法の改善とか、それから学校、家庭、地域が一体となった教育環境の整備など、こういうことを徳島方式としてはどうかと思えます。現在の取組状況、そして今後の方針についてお聞きしたいと思えます。

草野学校政策課長

川端委員より、本県の学力向上の取組についての現状と今後の対応についての御質問でございます。

本県の今年度の全国学力・学習状況調査の結果を受け、有識者で構成しております学力向上・授業改善調査検討委員会を設置いたしまして、10月2日に第1回目を開催いたしました。現在までに第5回目まで、12月4日に第5回目をやりましたけども、今後の予定で、12月26日に第6回目を開催して報告書を取りまとめる予定でございます。

現在の検討状況でございますが、有識者の方々から多くの課題、それから対応策について御提言を今、頂いているところでございます。大きく分けまして4点あると思っております。1点目は、学力向上についての考え方、学力をどう捉えるか、どういうふうに取り組んでいくのか、それについての意識の点でございます。2点目は、授業方法の改善。実際の学校の先生が授業をしているところの授業の改善ということでございます。それから3点目が、家庭学習の充実、支援という観点でございます。4点目が、管理職の学校マネジメントの改善という点で、今、改善点について案を頂いているような現状でございます。

このような提案を頂きまして、今後、26日に報告が取りまとまる予定という形で今、進んでいるところでございますが、川端委員に御提言を頂きました徳島方式、徳島モデル、徳島ならではの取組といった観点も含めて御提言を頂いているところでございます。

県の教育委員会といたしましては、例えば小学校と中学校をつなぐ継続した全県一斉の学習定着度調査の実施ですとか、また学力、学校力向上の拠点の設置を考えております。具体的には、今回の有識者会議でも鳴門教育大学の教授に多数御支援を頂いております。鳴門教育大学との更なる連携のもとに、教育委員会版のサテライトオフィス、研修室のようなものですが、それをイメージとしましては県の南部と西部に設置しまして、ICTを活用した現場にしながら学ぶ教員の研修ですとか、反復継続した家庭学習への支援、それから教員養成大学、鳴門教育大学でございますが、こちらの強みを生かした新たな共同プロジェクトについても相談を頂きながら、この実施に向けて鋭意検討を行っているところでございます。

今後、委員御提案の趣旨をよく理解いたしまして、徳島ならではの知恵と工夫を盛り込んだ学力向上策を策定して、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

川端委員

一気にたくさんおっしゃってくれたので内容が十分まだ把握できておりませんが、秋田県とか福井県といった学力で実績を上げているところの先生の御意見を参考にしているということですね。この秋田県、福井県の方というのは、鳴教大に籍がある方のことなんでしょうか。

草野学校政策課長

有識者のメンバーでございますが、秋田、それから福井両方について、教員の実績を持つ方が入っております。

福井につきましては、中学校の理科の先生であった方で、福井県教育委員会の学力向上の担当もされ、現在は鳴門教育大学の教授という形で籍を移している方でございます。また秋田につきましても、秋田県で教員をされていて、現在は関西学院大学の教授といった形で移って、そちらのほうに籍がある方でございます。

川端委員

福井も秋田も学力では非常に定評があるというか有名なトップクラスの地域なんですけど、それらの先生方のお話の中で、徳島とやっぱり違うな、福井はこれがすごいな、秋田はこれがやっぱり特徴だなという、その要点を少し教えていただけますか。

草野学校政策課長

秋田県それから福井県両県と徳島県との比較の観点でございます。

秋田県、福井県は、それぞれ学力学習調査でトップ、又は上位を争うところでございますが、お話を聞いていますと、県の姿勢は少し違うのかなと思っております。

秋田県につきましては、授業の仕方も含めて、型と申しますか、そういったものがかなり統一されて、しっかりと規定されているのではないかという印象で、実際にそのような御指摘もあるところでございます。

福井県につきましては、こちら他県と共通するんですが、学力向上に対する学校の教諭の意識、やはりこれをまずやらなければならない。これを通じて、学校の安定を図っていくものだという共通認識がしっかりできているというような御指摘も頂いているところでございます。

川端委員

結局、現場の先生の意識を高める、しかも均一にということなんだろうね。秋田は、それを型にはめて一つの形でもって取り組んでいると。福井県のほうは、それ以外の方法で意識を高める取組をしているんでしょう。

議員連盟の勉強会で、その福井の先生にいろいろお話をお聞きしました。大変参考になりました。学力の高い子供たちがたくさんいるわけなんですけど、そういう子供たちが、学力が高いもんですから県外に就職して、福井にいなくなるというようなお話もありまして、ああそうか、そういうふうなことも起こるんだなということを感じました。

やはり教師の意識をいかに高められるかということにあるんですが、一言で意識を高めると言うのは簡単ですけども、実際にはなかなか難しいところもあるかと思うんです。教師の意識を向上させるこれからの取組の中で、いわゆる短期、中期、長期の計画があると思うんですが、まずは短期的な取組の中で、教師の意識を高める方法をどんなふうと考えておりますか。

草野学校政策課長

川端委員から、教員の意識の改善の対応につきましての御質問でございます。

教育委員会として今後どのようにしていくかということにつきましては、この有識者会議の報告が26日に上がる予定でございますので、それを受けまして、しっかり意思決定していきたいと思っております。

現在、有識者会議でどのようなことが言われているのかという観点で特に申し上げますと、具体的には、県がどのような学力を目指すのか、学力についてどのように考えるのか、また高校入試の改善といった形、それから、中長期的な面では今申し上げたような点でござ

ございますが、ごく短期的な対応も必要ではないかという御意見が今、出ておるところでございます。非常に細かい話でございますが、県下の各学校で、例えばまず今年度の全国学力・学習状況調査の問題を全ての職員で解いてみませんかといった、こんなところから考えてみませんかというような御提案を頂いているところでございます。

川端委員

今年の全国学力調査の問題を現場の先生方がまず解いてみませんか。お聞きすると当たり前の話のようですけれども、それだけ現場では他人事のような先生もひよっとしたらおいでるのかなというふうに感じました。

確かに意識を変えるということは、何か魔法のようなもので変わるわけでもなくて、細かいことを積み上げるということですからね。その学力調査の内容がどうであったのか自分で解いてみることから始めるということです。それは非常に重要な視点だと思います。

そして、学校の先生の意識を高めると同時に、拠点校を置くんですか。拠点校に対して誰が指導するんですか、鳴門教育大学ですか。

草野学校政策課長

拠点校への支援の方法でございます。

こちらにつきましては、鳴門教育大学で実際に学力向上、学校マネジメントの向上ですか、そういったものに実績のある方、知見のある方、先生、教授の方に御協力いただけるという話を頂いております。もちろん、県それから地元の市町村教育委員会の学校指導を担当している方とセットになって、県の教育委員会も継続的にそこは足並みをそろえて指導に入っていきたいと思っております。

川端委員

大概、徳島県が政策を展開するときには、南部、中央、西部というような拠点の置き方があると思いますが、この拠点校というのは県下にどういうふうに配置していくつもりですか。

草野学校政策課長

拠点校の置き方でございます。

こちらにつきましては、鳴門教育大学の先生にかなり力をかりる形にしております。したがって、どの程度いけるのかというところにつきましては、御協力いただける範囲という形になってこようかと思っておりますので、今後、考えていきたいと思っております。

先ほど、拠点として県の西部と南部という形で申し上げましたものは、サテライトの施設については西と南にという形になります。こちらは研修施設でございますので、徳島市ですとか鳴門、北西部につきましては鳴門教育大学が既にありますので、こちらを使うことになるイメージかと思っております。

川端委員

このサテライト施設と拠点校は、一致するわけじゃないわけですね。

草野学校政策課長

具体的には2種類あるかと思っております。

2種類と言いますのは、先ほど申し上げましたサテライトの施設がくつつくところについては、そんなにたくさんできるものではございません。ですから、サテライトは、例えば西部ですとか南部ですとか鳴門教育大学のところを研修の場所として使う形なんですけど、継続的に鳴門教育大学の先生、それから我々県、市町村の教育委員会が継続的に指導に入るところというのは、またそれとは別にできるのかと思っております。

具体的にどれぐらいの数というところにつきましては、先ほど申し上げましたが、鳴門教育大学でもかなり負担になる話でございますので、実際どの程度の人数の御協力を頂けるか次第になります。今後また協議を進めていって、その候補について検討してまいりたいと思っております。

川端委員

この度の取組の大きなポイントは、まず現場の先生方の意識を均一に高めるということと、それと、そういうふうなことを進める上で、現場の先生方の相談に乗ったり、指導したりする一つの方法としてサテライトを設けたり、拠点校を設けたりするということのようです。全体的にもうひとつ分かりにくいわけなんですけど。

いわゆるサテライトで有名なのは、サテライトオフィスといって、神山町の中に東京から来た企業がオフィスを置くというようなイメージで、そしてインターネット、光ファイバーを利用して、徳島にいながらにして東京と同じ仕事ができると、何かこんなふうなイメージがあるんですが、この度、教育委員会が指導して県下にサテライトを展開する、そのための一つの方法としてはやっぱりインターネットですか。どんなふうなやり方を採用していくつもりですか。

草野学校政策課長

サテライトはどのような方法でというところでございます。

委員御指摘のとおり、サテライトと言いますのはインターネットといったものを使いますので、そのような形になるかと思っております。他方、どのような内容でとか、どのような運営の方法でというところにつきましては、まだ鳴門教育大学と検討しているところでございますので、今後の検討でございます。

川端委員

大体イメージは分かりました。拠点校という学校単位で支援する方法と、それから教育大学から各先生方に指導ができるような、恐らくインターネットを使うことになると思

ますけれども、そういった形の指導の二本立てでこれからやっていくというふうに理解しておきたいと思います。

どうか是非これぞ徳島方式というような、近い将来、全国から徳島を見習えとなるような学力向上への取組をしていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

黒崎委員

私のほうからは2点御質問申し上げます。

まず第1点は、ちょうど9月議会から12月議会の中に中村教授のノーベル賞受賞が決まりました。これは県民として大変うれしい喜ばしいことでございます。中村教授については愛媛県の御出身ということで、徳島大学に來られて勉強され、さらに徳島県関係の日亜化学に入られて研さんを積まれて、会社の御協力もあって偉大な成果を得られたということでございます。

徳島県の歴史を振り返っても、ノーベル賞というのは初めて受賞されたということではなかろうかと思うんですが、これをチャンスと捉えて、是非とも教育の中にこの中村教授のノーベル賞受賞を生かせるように、例えば理科、あるいは物理というか化学というんでしょうか、こういったところに生かせることがたくさんあるんじゃないかと考えておるんですが、それについて教育委員会のお考え、若しくはこのことをどう考えているのかということをお聞かせいただければと思います。

草野学校政策課長

ただいま黒崎委員から、中村教授のノーベル賞受賞の学校での活用といった観点で御質問を頂いてございます。

今回の中村修二教授のノーベル物理学賞受賞の報道は、10月8日付けの朝刊で各紙に出たものでございます。この朝刊でございますが、新聞社に御協力いただきまして、県内全ての小中学校に配付していただきました。この配付された新聞を使い、各学校におきまして、中村教授の研究内容ですとか受賞までの経歴などの説明が行われたと承知しております。網羅的に把握しているわけではございませんが、例えばという形で御紹介申し上げますと、SSH、スーパーサイエンスハイスクールとして指定されております城南高校におきましては、応用数理科の1年生の理科の授業ですとか、それから2、3年生のホームルーム活動でこの説明をされたと承知しております。また、黒崎委員御指摘の理科の授業の中で、研究内容を詳しく説明するとともに、理科の課題研究のテーマ設定ですとか、研究方法を決定する際の参考にするようにといった形で指導しているということを聞いております。

当県としての今後の取組でございますが、この科学技術につきましましては、本年10月に徳島県科学技術憲章を制定しているところでございます。県教育委員会は、この憲章を策定した科学技術県民会議の中で、未来創造部会のメンバーでございます。具体的には科学技術系人材の育成という観点で、教育委員会としても協力しているところでございます。

また、科学技術、理科系の施策の充実という観点では、先ほど城南高校を御紹介しましたが、スーパーサイエンスハイスクール、これは県内に3校ございますけれども、こちらの積極的な推進、また、国際科学オリンピックの出場を目指す高校生を対象とした講習会の実施ですとか、ほかにもございますが、科学技術の推進、理科系人材の育成といった観点で県としても取り組んでいるところでございます。

こういった取組につきましては、徳島大学工学部を中心に御協力、例えば講師として来ていただくといった形の協力も頂いているところでございます。県として、この度の中村教授のノーベル賞受賞を契機に、徳島大学ほか大学との連携、協力も進めて、今後も未来の科学者、世界で活躍できるグローバル人材の育成にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

黒崎委員

スーパーサイエンスハイスクールの中で、新聞を配付していろんなことを行っているということです。ノーベル賞受賞直近の今は、皆さんも気持ち的に高揚しているので、まさに高校生あたりだと自分も科学の道に進んでみようかと思う方が新たに出てくる可能性もあるし、科学というものの幅と深さが深まってほしいなと思います。

ただ、これを義務教育の中、小学校、中学校あたりでは是非ともうまく取り入れて活用していただきたいという気持ちが非常に強いんですが、そのあたりはいかがでございましょうか。

草野学校政策課長

黒崎委員御指摘の義務教育、小中学校での活用といった観点でございます。

先ほど高校を御紹介させていただきましたが、幾つかの学校につきましても、この新聞を使って中村教授の研究内容ですとか、そういったものの紹介をされていると把握しております。小中学校においても同じように使われている具体的な例があると承知しております。

黒崎委員

具体的にどんなことをやられているかは、まだ把握されていないということですか。そういうことですね。

草野学校政策課長

そのとおりでございます。網羅的に調査をしているわけではございませんので、幾つか聞いている中でという形で、今ちょっと手元に具体的にどこの学校でというふうな資料がないもので恐縮でございますが、実際に確認はしておりますので、されていると認識しております。

松重教育委員長

今回の中村教授のノーベル賞は、非常に身近な例として言われるように徳島県の子供たちに一つの勇気を与えたと。第2の中村教授を輩出するにはどうしたらいいかという、極端に言いますとそういう話もあるかと思えますけど、やはり基本的には、標準と言いますか、科学技術に対するものを上げていかないといけない。ただ、もう一つは、ノーベル賞というのは、ある面では人がやっていないことをやらないといけない。

そういった面では異端なんです。私も実は中村教授に何度も既に会ったことがある。アメリカのサンタバーバラに彼はいるわけですけど、私がそこに行って会ったこともあります。学会の中では、彼は当初は本当に異端。ガリウムナイトライドという物質を扱ったわけですけど、ほかの人がほとんど諦めたことをやったと。だから、ノーベル賞をもらうには、人がやっていない、それでもやるんだというふうな、別の意味での意識がないといけない。それをどう育てるかということは、また別の観点が必要だと思います。

先ほどの学力、それから体力の話もあるんですけど、平均的にある程度の基準がないといけないんですが、特にトップレベルを目指すには、また別の意識が必要だと。そういったものをいかに育てるかというのはまた難しい話ですけど、やはり徳島の中から科学、学力、そういったものの神髄はどういうものか、それを教えるような教育もどこかで工夫していかないと、平均は上がってもトップレベルの人は出てこないということになると思います。

先ほど川端委員からもあったんですけど、学力が上がって、良くなると全部県外に出ていくと。それも困るわけで、だから、学力が上がっても県内に残って、県の中でいろいろな面で活躍するような、そういう意識も含めての教育が必要ではないかなと思います。

ちょっと一般論になりますけど、単なる平均の話と、もう一つは、そういうふうな特殊な場合の両面をにらんだ形の教育が必要かと私たちは思っています。

黒崎委員

松重教育委員長、ありがとうございます。まさに納得するお話でございまして、目的は例えばノーベル賞というところに置いたとしても、やはりそこに到達するまでの精神的なドラマが非常に大切だなということで、異端という言葉はいつも悪いように解釈されるんですが、非常に大事なエッセンスでもあるなという認識をいたしました。

是非ともそういった意味で、大変幅広い分野でもう一度中村先生のノーベル賞の検証ができていくことが大事だと思いますので、これを機会に、今後とも教育の現場に今回のこのノーベル賞受賞を十分に生かしていただきますよう御要望申し上げます。

それと、あともう一点でございしますが、実は、鳴門渦潮高校で長く、34年になりますが、野球部の監督を務めてこられた高橋先生が、この度定年でお辞めになって、東京6大学の早稲田大学の野球部の監督として就任されたということでございます。皆さん御存じのとおり大変すばらしい監督で、無名の鳴門市立工業高校を何度も甲子園に連れていかれた。一番最後は日本のアンダー18の監督も立派に務められたということでございまして、徳島県にとって、あるいは日本にとって大変大切な監督なんだと、私はそのように考えております。

ただ、東京オリンピックで野球も可能性が出てまいりました。ソフトボールも可能性が出てまいりました。そんな中、野球王国の四国の中にあるこの徳島県は、少年野球が大変活発な地域でもございます。そんな中で、その監督、教師、そして指導者として有能な高橋先生が徳島県を離れて東京で活躍される。それはそれで大変めでたいことでもあるんですが、優秀な指導者が1人いなくなるということでもございます。

同時に、彼も中村先生と一緒に愛媛県出身ということでもございます。これは余談でございますが。

徳島県は、先ほどの全国体力・運動能力調査を見ても、小学校、中学校で20位台に上がってきたということでもございます。こういった方々が中学校、高校で専門のスポーツを選択されていかれる中で、例えば野球を選ぶといったときに、優秀な先生に指導される方と、そういう機会がない方とでは、やはりかなり違ってくるのかなということも想定できるんです。ですから、有能な指導者をなくす、手放してしまうということは大変残念なことでもございますので、これについてどのようにお考えになっているのか。あるいは対処をすることが可能なかどうか。これは個人のお気持ちというののもかなりあると思うので、このことについて少し御意見を伺えればと思います。

高原体育学校安全課長

黒崎委員から、鳴門渦潮高校の野球部について御質問を頂きました。

鳴門渦潮高校につきましては、授業の専攻実技と部活動を関連させてやらせていただいているというところで、ほかの学校からすると少し特異な部分がございます。したがって、授業を運営する上で指導力に優れている教員、それから部活動において指導力に優れている教員、総合的な判断をしまして、高橋先生の後に入る教員を慎重に選んでまいりたいと思います。

いずれにしましても、新しく8種目の専攻実技が始まりますので、ほかの種目と併せて、指導力に優れた教員を配置したいと考えております。よろしく申し上げます。

黒崎委員

これは、もちろん野球だけの話ではないですね、いろんな競技がございますので。渦潮高校だけじゃなくて、いろんな高等学校、中学校で、その競技で活躍されている優秀な指導者の方々をできるだけ徳島県にとどめておく、あるいはその地域にとどめておくということも大事であろうと思います。そのあたり、高橋先生がいなくなった野球の例を出したんですが、高橋先生がいなくなった後、恐らくまた優秀な先生が増員されると思いますけれども、その教員、指導者の養成にも長年の時間がかかっていると思いますので、その指導者養成にも更に努力をしていただいて、徳島県のスポーツ意欲の向上を更に促していただきたい。

渦潮高校でおられた教育長、ちょっと一言このあたりで何かお考えがあれば。今の渦潮高校のもとをつくった先生でもございますので、是非ともこのあたり一言頂きたいと思います。

佐野教育長

今、黒崎委員のほうから、徳島県の指導者、その例を挙げて高橋監督の話も出ました。御承知のように高橋監督は早稲田の監督ということで、私どももかつての同僚としてお祝いしたいし、いろいろと申し上げているところですし、また御活躍も期待するところです。

高橋先生の新任のときのお話も聞いております。先生自身も先輩に鍛えられて今日がある。そして今は、徳島県の野球界、種目を問わずスポーツ界の教員のお手本であり、あこがれの存在でもありますけれども、最初からそういった方ということではなくて、努力の末にそうなられたということも一面であるかと承知しております。そういった意味では、今の若い人たちが今後のお手本にして、そしてまた、優れた方が県外に行くのは残念なことではありますけれども、逆説的に言えば、日本の中枢で活躍する、その意識や技術というものもお伝え願えるんじゃないかと思っております。

徳島県は御承知のように私学が余りないので、スポーツに特化するということもなかなか難しいわけですが、教育委員会としては渦潮高校を特化してスポーツの拠点校にしたわけです。そういった中で、その指導者を含めて、いろんな徳島の要素からも発信をしていきたいと思っておりますし、そこではスポーツだけでなく、先ほど体育学校安全課長からもありましたけれども、指導力、人間力、そういったものに優れた者、指導者を育成していくのも私たちの責務だと考えております。そして、スポーツを通じて人間力を高め、そして最終的に目指すところはグッドルーザーじゃないかというふうに思っています。敗者が決していいわけではないですが、スポーツの勝者は1つのチームや1人でありますことから、そこに至るまでの過程の中で、人間力や生きる力、そして相手を思いやる心といったものを育てていくのが最終目標だと考えております。

そうした観点で、渦潮高校を拠点に、指導者の育成を含めまして、そこで学んだものが徳島県のスポーツのみならずリーダーとして活躍できるような、そんな学校づくりをしてもらいたいと思っておりますし、直近の目標では、オリンピックで活躍できる者を1人でも2人でも輩出する、そうした教育を私どもで精いっぱい支援してまいりたいと考えています。

黒崎委員

ありがとうございます。

生徒は、その優秀なというか努力をしている監督とか指導者の後ろ姿を見て、同時に成長しているといったことなんだと思います。決して技術だけを評価するんじゃなくて、優秀な監督あるいは優秀な指導者のもとには必ず優秀な生徒が育つ、精神的にも立派な生徒が育つというふうに私も考えております。

より良き指導者の育成にも時間がかかりますので、是非とも更に優秀な指導者の育成に力を込めて推進していただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わります。

元木委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（11時58分）

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時10分）
質疑をどうぞ。

井川委員

私は、今日の午前中に引き続きというような話なんではありますが、児童生徒の体力の調査についてであります。

本会議のときに御答弁も頂いたところでありますが、今朝ほども何人かの先生方から話がありました。私も本会議で質問をさせていただいたんですが、文科省がした調査結果について、朝に教育長からのお話もあったんですが、もう少し具体的にお聞かせいただきたいですし、それと、教育委員会としてどのような分析をなさっておるかというのをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

高原体育学校安全課長

井川委員から、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の分析について御質問を頂きました。

資料3でお示しさせていただきましたが、調査結果についての概要は資料のとおりでございます。なお、全国平均と比べてみますと、小学校、中学校で合計34種目調査項目がございますけれども、そのうち12種目が全国平均以上の数値となっております。前年度の県平均の数値と比べてみますと同様に、34種目中20種目が昨年を上回っているという結果になっております。平成21年度、それから22年度は、徳島県の特に小学校5年生が低位であったという状況がございましたけれども、徳島県の数値を平成21年度の数値と比較してみますと、数値の伸びに関しましては、徳島県の小学校5年生が全国で一番改善されたということになっております。

分析のほうですけれども、これまで運動習慣を確立させる、あるいは体育授業の充実を図るということで専門家の派遣等を行ってまいりましたけれども、一定の成果は現れてきたのではないかと考えております。

一方で、従前から御指摘いただいておりますとおり持久力がやや劣る、そしてそれを改善させることが必要であろうと。もう一つは、体力、運動能力を支えます生活習慣の改善に、より一層取り組む必要があるのではないかと考えております。

井川委員

学力の調査のほうは非常に厳しかったということですが、体力は、夢の20番台というのがあったみたいで、どういう表現をしたらいいのか、非常に良かったという部分もあるんじゃないかと思うんです。

私は前々から思っておるんですが、学校の先生方には一生懸命御指導いただいている本当にありがたいんですが、やはり家庭での教育とそれが一体となって初めての学力であり、

今、言っているのは体力なんです、それが伴ってくると思うんです。教育委員会としては、家庭での教育とどう結び付けていくか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいんですが。

高原体育学校安全課長

井川委員のほうから、家庭との連携ということで、体力の向上にどういうふうに取り組むのか御質問を頂きました。

本会議で教育長からも御答弁させていただきましたけれども、これまでも関係団体、大学の先生方でありますとかドクター、それから栄養士会、プロ球団の方に御協力いただいて、学校のほうに出向いて指導いただくような機会を設けております。そういうふうなことで、関係団体と連携し、より体力を向上させて、その基盤となります生活習慣の確立を図ってまいりたいと考えております。具体的には、運動、それから食事、睡眠等は一体となるものですので、生活習慣の確立に向けて、特に保護者に対して啓発する指導者派遣を幼稚園、小学校、それから今回の反省を含めまして中学校にも広げて実施してまいりたいと考えております。

それから、二つ目としましては、ある程度先生方に対する周知はできたと考えておりますので、今後は児童生徒が自分たちで改善していくということを狙い、子供たちの運動リーダーですとか、運動グループが育成できるような取組を図ってまいりたいと考えております。

それから、特に家庭におけます運動習慣を促進するために、親子でできる運動、継続してできる運動をICT等を使いまして周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

井川委員

私もPTA活動を十数年間、つい二、三年前までやっておったところなんです、PTAって学校によって集まるのが多いところと少ないところといろいろありまして、全てに啓発活動をしていくのはなかなか難しいのかもわかりません。しかし、やはり体力も学力も、先生方だけじゃなくて、どんな優秀な先生方が指導しても家庭がついてこなければどうしてもうまくいかないと思いますので、その辺の啓発活動、PTA活動も含めたところで教育委員会のほうからそういう投げ掛けもしながら、お互いに努力していただきたいと思います。私からもお願いしまして、終わります。

長尾委員

午前中にノーベル物理学賞の中村教授の話がございました。大変すばらしいことだと私も思っております。あわせて、今回ノーベル平和賞でパキスタンの16歳のマララさんという女性が、銃弾に倒れても教育の必要性、重要性を訴えて平和賞をもらったという意味で、改めて教育の重要性を教えられたような気がするわけでありまして。また、今のNHKの朝の連続ドラマの前のドラマの「花子とアン」でも、本当に貧しい中にありまして、教育、

手紙を書いたり，本を読んだり，そういうことの重要性を改めて感じたところでございます。

そういう中で，私が以前に質問させていただきました中学校の夜間学級の設置，開設について，質問した後の9月に文科省が実施した夜間中学校に関する実態調査が県下でも行われたと思います。まずはこの実態調査はどういう結果であったのか，お知らせいただきたいと思います。

草野学校政策課長

長尾委員から，文部科学省が本年9月に実施しております実態調査，設置の検討状況ですとか，そういったものの検討状況の現状についての御質問でございます。

この結果につきましては，文部科学省が取りまとめをしている途中でございまして，まだ全国の状況は分からないものでございますが，県内の市町村の回答につきまして御説明申し上げます。

この文科省に対する県内の市町村の回答状況でございますが，夜間中学の設置について検討中又は検討の予定があると回答した市町村はございません。国の動向を踏まえて検討するというのが7でございます。検討の予定はないというのが17でございます。7と17で24市町村全部でございます。

長尾委員

今，検討中とか予定というのはないけれども，国の動向を見てというのが7あるということでもあります。

そこで，県下で1,425人だったか未就学の方々がおられるわけだけども，実態はそれより多いとも指摘されているんですが，これも常識的には一番多いのは徳島市でありますし，当然県都で開設すべきだと私は思っております。しかし，県都だけではなくて，当然周辺市町村にもそういう方々がおられるわけでありまして，県都で実施するにしても徳島市以外の市町村とも連携をとってやるということにおいて，県教委の役割は大変大きいものがあります。

こうした中，過日，徳島市議会で私と同じ公明党の議員が，徳島市教委の姿勢，この実態調査の回答について質問したところ，今もお話にありましたように，夜間中学の設置について検討状況はないけれども，今後については国の動向を踏まえて検討していくということ。さらには，この設置に当たって，その課題とか解決策に関する調査研究を県と連携して進めていく考えがあるのかと，このように質問をしたら，徳島市の教育委員会としては，国の動向を注視するとともに，他市町村との情報交換や県との緊密な連携のもと適切に対応してまいりたいという答弁がなされているわけでもあります。

そこで，県教委のほうへ市のほうから緊密な連携と，こういうことがある。具体的なそういう打診とか話はあったのかどうか，これもお聞きしたいと思います。

草野学校政策課長

ただいま長尾委員から、徳島市から夜間中学設置に関する相談があるかどうかという御質問でございます。

夜間中学の設置につきましては具体的に連絡をとっておりますので、状況については我々も徳島市議会での徳島市の回答も含めて把握をしているところでございます。

具体的に検討についてどういう方向でやりましょうかという話については、徳島市からまだお話しはございませんが、設置については、夜間中学全般を含めましてのお話もでございます。

また、恐らく長尾委員御案内のとおり、文部科学省が来年度の予算概算要求の中で、この夜間中学の設置につきましては調査委託事業を組んでおります。正式予算は年明けというふうに報道で聞いておりますが、まだ出ておりませんので、これが実際に付くかどうかは分かりませんが、我々の検討の中では、そういったものもあるという状況の中、認識をしながら、徳島市も含めて県内の市町村のニーズ把握に努め、対応してまいりたいと考えております。

長尾委員

国の概算要求では、まだ未設置の都道府県に70万円だったかな、何がしかの調査研究費を付けるというふうな話もありました。選挙があったこともあり、報道では閣僚も全員留任で、これから内閣は来年度予算をとにかく早くきっちりするということでもありますから、早くしてもらいたいと思います。

その情報をよく見ながら、県と徳島市での検討、緊密な情報交換、緊密な連携ということをおっしゃっておりますし、県教委としては受け身の姿勢ではなく、国の情報をいち早くつかむとともに、県教委がやはり市教委並びにその周辺の県下の市町村教委とも連携をとって、私は是非やってもらいたい。そうしないと、なかなかお互いが遠慮しておったんでは動かないし、市議会でそういう議論がなされたということ踏まえて、どちらからということではなく是非県教委のほうから声を掛けて、全国的にもこの事業が、今やっている一部のところだけではなくて、文部科学大臣が言うように、全国の都道府県に1学級はという、この思いを徳島県教委が受けて、全国的にいち早く開設に向けて御努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

草野学校政策課長

長尾委員から、夜間中学の積極的な県の姿勢ということについての御質問、また御意見でございます。

県といたしましても、国の動向、それから先ほど申し上げました国の事業ですとか、そういった形の情報をしっかり市町村にお伝えするとともに、この件についての意向を把握して、そのニーズの把握に努め、また、その対応を一緒に考えていきたいと思っております。

長尾委員

状況の把握に努めるということでもありますから、1回、早期に徳島市、本当は市町村の全教育委員会と県教委が一緒になって、そういう協議の場、意見聴取の場を。今回の国のこの実態調査を踏まえて、早期にこのことに関して、県及び市町村教委との間でそういう具体的な意見交換の場というか、具体的にそういうものをやるべきだと思いますが、このことについてはどう思いますか。

草野学校政策課長

長尾委員御指摘の早期の市町村との意見交換の場ということでございます。

まず一つのきっかけといたしましては、この夜間中学の設置につきましては、8月の子供の貧困対策に関する大綱の中にも、設置の促進が国の姿勢として閣議決定されているところでございます。したがって、その予算である調査事業につきましても、何らかの形にはなってくるであろうという認識はしております。

したがって、この調査事業につきましても、その案内、募集要項は、恐らく政府案決定後、速やかに各都道府県に配付されるものだというふうに認識しております。このタイミングで、少なくとも各市町村の意見と言いましょか実態の把握はすることになろうと思いますので、少なくともめどとしてはそういうタイミングがあるかと思っております。

また、一番冒頭で御回答申し上げました、9月の実態調査で、国の動向を踏まえて検討するという姿勢を示しているのが7団体ありますので、そういったものも念頭に県として取り組んでまいりたいと思っております。

長尾委員

是非、今、御答弁のあった国の動きに即対応できるように、少なくともこの国の動向を見て検討したいという7か所もあるわけでありまして、的確に対応できるような体制を今からしっかりとつくっておいていただいて、国の動きが分かり次第、速やかに具体的に、そういう実態調査も含めて、関係市町村教委とやれるよう強く要望して、終わりたいと思います。

岩丸委員

私のほうからは、朝、説明いただきました平成27年度に向けた教育委員会の施策の基本方針の中で、ちょっと何点か具体的に御説明いただいたらと思うところがございますので、お願いしたいと思います。当然これは次年度のことですので、今後、具体的な事業ですとか予算といったことも出てくるとは思うんですが、今、分かっている範囲でお答えいただいたらと思うんです。

まずは、キャリア教育の推進ということで、経済団体等が参画するキャリア教育推進協議会を核にした産業界や地域・家庭と連携した確かな職業観の育成ということについて、具体的にどのようなこと、どんな事業を考えておられますか。

草野学校政策課長

岩丸委員から、キャリア教育の推進についての御質問でございます。

キャリア教育につきましては、本年3月に徳島県キャリア教育推進指針を策定いたしまして、各学校に配付するとともに、概要版を作成して各学校の全教員に配っているところでございます。また、このキャリア教育推進指針につきましては、昨年度からキャリア教育推進協議会というものを立ち上げ、具体的にメンバーといたしましては、もちろん教育関係の方のみならず商工連合会の皆さん、それから技能士会連合会の会長さんですとか、経済界の方も含めてこの協議会を立ち上げて、この中でつくっているものでございます。

また今年度でございますが、キャリア教育を推進するためには、やはり各学校の職業体験といったものにも更に取り組んでいく必要があるかと思っています。多少細かくなつて恐縮ですが、各学校が生徒の職業体験の場所を探す際に参考となる手引を今つくろうとしているところでございます。今週の水曜日に第2回目を開催するところでございますが、具体的にいつぐらいから担当者と受入れについての相談をすればよいのか、どういう点を詰めると言いましようか協議をして、しっかり決めておかなければいけないのか、どういう点に注意をしてやっていただきたいとか、少し細かくなりますが、現場の学校で取り組みやすくなるようなこういうものも、先ほど申し上げました、教育関係者だけではなく経済団体の方も含めた協議会の中で進めているところでございます。そういう中で、受入れの要請とか、御協力をお願いといったものをこういう場を通じてやってまいりたいと思っていますところでございます。

岩丸委員

たしか我々が子供の頃は余りそういうものはなかったと思うんですけども、いつからかいろんな学校からそういった要請を受けて、あれって卒業前ぐらいの子が多かったのかなとも思うんですけども、いろんな体験で会社のほうへということもあったというふうには記憶しております。そういったことをもうちょっと早くからしてもいいのではないかなという気もしております。

そんな中、実は9月の委員会で、休校、廃校校舎の有効活用といったときに、松重委員長さんのほうから京都まなびの街生き方探求館の御紹介を頂いて、実は会派のほうでそこを見せていただきに、先々月ですか、行ったわけなんです。実在する会社が、新聞、銀行、いろいろあったと思います。それから和菓子もあったんですかね。それからお漬物屋さんとか、いろんな会社が集まって、各部屋でそういう展開をして、そして売るほう、買うほうに子供たちが分散して、それも子供たちが主導的にいろいろ計画してやられておると。非常にすばらしい取組だなということを感じたわけなんです。

ああいう取組に、これは多分、主は市町村教育委員会になるのかなとも思うんですけども、是非県としても積極的な参画をされたらというふうには思うんですが、どういう御見解があるか、お聞かせいただいたらと思います。

草野学校政策課長

岩丸委員から、前回の9月議会で松重委員長から御紹介いたしました京都市の探求館についての御質問でございます。

私はまだ京都市には実際に行ってはおりませんが、委員を含め視察という形でそこを訪問されておられたことは伺っております。実際に子供が職業に触れる教育の場となるとともに、企業の面から見ても自分たちのやっていることを紹介する場であるという観点で、とても意義のあるものであることは認識しておりますが、ハード、建物の関係でございますので、すぐにこれをまねしてできるかと言われれば、なかなか申し上げづらいところがございます。

一方、子供がそれぞれの職業を実際に見聞きするだけではなく、行って、それに触れるという観点では、職場体験も含めてそのような機会をしっかりと充実させていくことが非常に重要であるということを県の教育委員会としてもしっかりと認識しているところでございます。

したがって、このようなことも含めて、京都市の例も研究しながら、より良いキャリア教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

岩丸委員

一度本当に見たら、非常に活発に展開されておるし、常に使って非常に素晴らしいなと思いますので、是非ああいうふうな校舎の活用ができれば本当にいいなと感じた次第です。

それから次に、文化芸術の創造という中で、郷土の文化に誇りと愛着を持って情報発信を行うあわっ子文化大使を育成ということについて、これは多分ずっと継続してやられている事業かなとも思うんですが、この対象の子供たちはどういう子であるとか、また、現在どういう状況であって、具体的に次に向けてどんな計画をされておるのか説明いただいたらいかがでしょうか。

結城教育文化政策課長

岩丸委員のほうから御質問を頂きましたあわっ子文化大使の件でございますけれども、対象は中学生です。中学校1年生を一応対象としておるんですが、これは平成25年度から実施しておる事業でございます。平成25年度に関しましては、県立の3中学校で先行実施という形で実施しております。今年度につきましては、県立3中学校を含む25の中学校をモデル校として実施いたしております。そして、平成27年度に関しましては、全中学校に広めていくというものでございます。

事業名は、ふるさと発見！あわっ子文化大使育成プロジェクトということで、この事業の中で、徳島の伝統文化、そして文化財といったものを活用する学習教材づくりをまず行いまして、それを中学校において授業等で実践していただく。そしてまた並行しまして、外部講師も含め、あるいは現地へ行く、いろんな形で体験するといったことも組み合わせ、中学生にそういう授業を実施することで、徳島の魅力に気づき、それを発信するあわっ子文化大使として成長し、様々な場面で活動する。ひいては若い世代が県内で文化活動に取り組もうとする機運を高めることを目指しております。

岩丸委員

次年度は全中学校ということらしいのですが、これは当然それぞれ各地区にいろんな文化というか、文化といたら基本的にはその地区独自の芸能であったり、芸術であったり、いろいろあるだろうと思うんですが、そういったことをしっかり学んで、体験もされるということなんですね。是非お願いしたいと思うんです。

実は、私のところの田舎にもいろんな伝統芸能みたいなものがあつたんですが、もう引き継いでいく子供がおらんようになっております。一つの地区で小学生がずっとしよつたんですけれども、そこに子供がおらんようになってしもうて、統合になった小学校へ行って、それをどうにか継続してもらえんかと言ったら、誰も希望者がいませんでした。これは多分、消えな仕方ない伝統芸能かなというようなこともあるんですけれども、中学生にその小学校出身の子がおつて、ある程度経験はしておるんやけども、そういうことをフィルムに残したいのでしてくれと言っても、もう恥ずかしいから嫌だというふうなこともあります。そういったことも含めて、その各地区の伝統というようなものも、ひよつとおもしろいでないか、やろうかという機運がまた出てくるかもわからないので、残るようなことを踏まえて是非これはやっていただきたい。全中学校でやるということなので、非常に期待して見せていただけたらと思っています。

それから、この基本方針の中の最後になるんですけども、確かな学力・豊かな心・健やかに生きる力の育成の中で、食育の推進というのがあるんですが、学校給食に地場産物の活用を推進、地産地消ということで、これはそれぞれ活用する率が大分上がってきているというふうにはお聞きしておるんです。

その下に、スーパー食育スクール事業の実施も推進するということなんですが、これについて少し具体的に御説明いただけたらと思います。

濱井防災・健康教育幹

ただいま委員のほうから、スーパー食育スクール事業についての御質問を頂きました。

スーパー食育スクールというのは、文科省が指定しております、地域と連携し、食育を重点的に推進するモデル校のことです。本年度から指定が始まりまして、本年度は全国で42校が指定されているものがございます。

その内容につきましては、食育が、健康増進や食文化への理解はもちろんのことながら、例えば学力向上でありますとか、そういったものに与える効果を検証し、実際にそういったものに効果があるという成果が出たものにつきましては新たなモデルとして広げ、それをもとに食育の充実、そして子供たちの健やかな成長を願うという内容でございます。

岩丸委員

学力向上に効果がある食育といたら、なかなかこれはちょっと即どうこうというわけにも、相当長いスパンでいろいろ考えていかないかなのかなというふうにも思うわけなんです。そうですかとしか言いようがない。分かりました、スーパー食育スクールね。それ

はそれで、どういうふうになるのか、ちょっと具体的にまた注目させていただけたらと思います。

最後になるんですけども、9月だったかちょっと定かでないんですが、部活中のけがといったような事案があったと思うんです。校内外、特に授業中とか部活、それからいろんな大会等々があろうかと思うんですけども、けが、例えば骨折とかそんなものじゃなくて、例えば肘を傷めたとか、腰とか、また膝とか、いろいろ傷むというようなことあるかと思えます。体力向上、また部活とかいろんな、いわゆる競技力の向上も含めて、それと相反するような格好で、いろんなそういうことも出てこようかと思うんですが、これは具体的に現在どういうふうな報告がなされておるか。また、その最近の傾向はどうか。増えているのかとか大体同じぐらいだとか、そういったことについて御説明いただいたらと思います。

高原体育学校安全課長

委員のほうから、学校の教育活動におけます事故について御質問を頂きました。

県教委で把握しておりますのは県立学校関係の数値になりますので、市町村立学校につきましては市町村教委のほうでまとめております。

県立学校関係、特別支援学校、県立中学校、県立高校におきます、平成25年度に医療機関にかかったと申告のあった数は1,719件でございます。そのうち、部活等、体育部活動、それから文化的部活動を含めまして課外活動が1,204件、教科におけます事故が292件、学校行事におけます事故が96件、これが数的には上位三つでございます。

続きまして、先ほど申し上げました1,719件のうち障がいの区分で言いますと一番多いのは、骨折で451件でございます。続いて捻挫で433件、それから挫傷・打撲で348件が数的には多くなっております。医療機関にかかったということですので、例えば挫創とか切傷、切り傷、すり傷等もありますけれども、多い数で申し上げますと、先ほどの三つになります。

それから、部活で見ますと、一番多いのが捻挫になりまして311件、2番目は骨折で304件、それから挫傷・打撲が249件ということで、こちらも多いほうから三つの障がい区分でございます。

数的にはそんなに多くは変化していないと思えます。

ただ、県内の場合、他県で心配しております武道の必修化によります武道の事故に関しましては極めて少ない数値で推移しております、その点については、私どもは安心をしております。

岩丸委員

ちょっとその1,719件、骨折等々が四百何十件とか、これが多いのか少ないのか、ちょっと一概に判断しづらいところがあるんですけども、実は先日、課長もおいでたと思うんですが、トレーナー協会というのがあって、私も余りそういう認識はなかったんですけども、非常にいろんな専門的な知識を吸収されておる方の協会ということで、いろんな、

例えば国体であったり、一番身近で言えば、少年野球であったりサッカーであったりバスケットであったり、少年野球の大会等にも必ず行って、例えば肘であったり腰であったりとかをチェックしようというふうなお話を聞いたんです。非常に大切というか、必要なことではないかなとも思うわけです。

そんな中で、特にプロやいうたら、この頃は必ずそのチームに帯同しておると。身近な例で言ったら、今年大活躍したプロテニスの錦織選手のトレーナーは徳島県出身だとたしかおっしゃっていたと思うんですけども、そういうふうな非常に専門的なことで、予防にも当然なるだろうし、また何かあったときに即応急処置というか、緊急的な処置もしてもらえないんじゃないかなと思うんです。今後、学校に1人とかはなかなか難しいのかもわかりませんが、いろんな大きな大会等には必ず付けるというふうな方向がいいんじゃないかなと思うんです。

ちなみに、中学総体であったりとか、高校総体のときに、トレーナーを置いておるかという現状について、今、どうでしょうか。

高原体育学校安全課長

トレーナーの方々の活用の状況ということで御質問を頂きました。

現在、県教委で行っていますトレーナーの活用については、一番数的に多いものは鳴門渦潮高校で、身体計測と測定後の数値の活用法の指導を行っております。年間300人ほどの数になるんですけども、今年度から新しく東京オリンピックを視野に入れまして、小学生の数も増やそうと今、試みているところです。計測が終わりまして、例えばけがの予防ですとか、あるいは栄養の指導をしていただくというふうなことでやらせていただいていますけれども、その際に、栄養士の方、それからトレーナー協会からトレーナーの方に実際に来ていただいて、一人一人面接をする形で指導していただいているところでございます。

また、ほかにも指導者講習会ですとか、特に先ほど申し上げました柔道の指導者講習会、それから教職員の講習会等にも出向いていただき、実際に実技をしていただいて、障がいの前に予防するという形で指導いただいているところでございます。

なお、県民スポーツ課、それから体育協会のほうと連携をさせていただいて、実際の指導場面にトレーナーの方を派遣するというような場面もあるんですけども、中学総体、それから県の高校総体に関しましては、県の予算で現在のところは派遣できておりません。

岩丸委員

そういった大会にも参加というか派遣していただくようにしたほうがいいんじゃないかとも思いますので、是非今後とも検討していただけたらなと。

それと、その協会のほうへ行って、ちょっと人数がまだまだ少ないんじゃないかというふうにも思いましたので、そういった方の養成といいますか、そういったほうにも県としていろいろ協力していただけたらということをお願いして、終わりたいと思います。

松重教育委員長

今、岩丸委員からの質問は三つあったんですけど、少し補足説明をさせていただきます。

まず、キャリア教育。

これは昔はやっていなかったんですけど、最近やるようになりました。子供たちが将来を見込んで、自分はどういうふうになりたいんだと、どういう職業があるかということのを早い段階である程度学習することは、学力、体力も含めて、その動機付けにはなると思うんです。例えばサッカー選手になるという、これは体育だけではなくて、海外で活躍しようとするならば英語力もないといけない。そういうような現実を知るわけです。だから、そういった面では、いろんな面でキャリア教育を小学校のときからやるのは意義あることかなと思います。

それから、京都市の例。視察をされたということは私も先日伺いました。あそこのハードの問題なんですけど、実はソフトの問題が大きいんです。廃校になった中学校を改装しています。改装して、そういった形の施設に改築しているわけなんですけど、その予算は、県とか市の予算がある程度はあるんですけど、実は民の予算が入っています。例えば、全体をレイアウトするのに、地元の銀行、具体的に言うと京都銀行が何千万円か出しています。それぞれの出店があるんですけど、それはその会社が整備すると。

それから、そこには三つのカテゴリーがあるんですけど、一つはスチューデントシティ学習、もう一つはファイナンスパーク学習、それから三つ目が京都こどもモノづくり事業というのがあります。

例えば、こどもモノづくり事業。実は、私はまだこの事業の推進委員長をやっているんですけど、そこでは具体的な企業がどういうものづくりをしているか。小学生は地元の企業でも何をやっているか知らない場合があります。京都の場合で言うと、京セラであるとかオムロンであるとか堀場、それから村田製作所等々あるんです。その整備をした上で、主に創業者がどういう思いで会社をつくったのか、事業の内容、それが子供たちに分かるようなブースを18ぐらいつくっているんです。その事業費は各社が持っているんです。だから、例えば社長さんとか事業を始めた人がときどき視察に来るわけなんですけど、ちょっと横を見てほかの会社が立派であれば、うちももうちょっと立派にしろというふうな話で、それぞれ競って内容も改善されています。そういった面では、子供たちが、自分が育った郷里でどういう企業が生まれ、社会に貢献しているかというのを学ぶわけです。将来的には自分もその会社に入るとか、そういったことも思います。

それからもう一つ、その中にモノづくりの殿堂というのがあるんですけど、今日の午前中にありましたノーベル賞のコーナーがあります。郷土から出たノーベル賞について、どういう人がどういうふうな形でノーベル賞をもらったと。そういったふうなものもひとつのキャリア教育で、身近に地元を感じて、それで自分も是非こうなってやりたいというふうな思いが出てくると思います。それは平均の学力ではなくて、やはり学ぶこと、生きることの動機付けになってくると思います。

それから、2番目のほうで少し、あわっ子文化大使のお話。

これは中学生なんですけど、徳島県では総合大学校でとくしま学博士というのがあります。

す。こういったものも含めて、将来的な生涯学習の一環として、中学校、それから成人の方、それから時間のある方も含めて、やはり地元を知るといふ仕組みづくりがあれば、本当の文化、伝統も含めて育っていくのではないかと思います。

2点、補足説明をさせていただきました。

岩丸委員

午前中から話に出ていました、子供たちの確かな学力であったりいろんなことを通じて、地元で学んで地元へ貢献するというか、外へ出ていかないという中で、今、松重教育委員長さんが言われたことって非常に重要な観点でなかろうかというふうにも思います。是非あんな施設というか、あんなことができれば非常にありがたいなと思いますので、そういったことも踏まえて、今後いろいろと計画をしていただけたらとお願いいたしておきます。終わります。

西沢副委員長

先ほど話が出ていました高橋監督の奥さんと世界で活躍するバスケットの大神雄子さんのお母さんは姉妹でございます。宍喰出身でございます。知らない方もおられるんじゃないかなと。

この前、私は権利と義務という話をさせてもらいました。特に今、日本政府は道徳を重要視しようという方向で、科目に入れるということです。道徳を重視するという点において、先ほど話にありましたマララさんは教育を受ける権利を主張している。日本は義務教育。だから、義務教育じゃなくて権利教育と言ってもおかしくないのかな。義務と言うと何かやらされているような感じがしますが、逆に教育を受ける権利があるんだぞという中では、義務教育じゃなくて、本当は権利教育じゃないかなと、そんな気がします。

それは置いておいて、今日言いたいのは科学技術のことなんですけど、徳島県科学技術憲章、これは総合政策課が出したものだということですが、教育委員会とはどんなふうに関係していますか。

草野学校政策課長

西沢副委員長より、科学技術憲章に関する教育委員会の関わりについての御質問でございます。

この科学技術憲章につきましては、当委員会もこの内容をつくっていくときにももちろん関わっておりますし、また、この科学技術県民会議の中に未来創造部会というものがございます。これからどうやっていくかというところでございますが、そのメンバーとして、具体的には当課でございますが、具体的に今後どう進めていくかという観点も含めて協力をしているところでございます。

西沢副委員長

実は、これをつくる最初、ちょっとこういうことを思うんだけどと私が言ったことがあ

って、それは、科学というのは正義でも悪でもない。科学を使う者によって正しいことになったり悪いものになったり、要するにもろ刃の剣であると。だから、それをちゃんと使うという意味においては、科学技術を道徳観念とか正義観念の中で使っていくという方向を盛り込んでほしいというふうなことをそのときに申し上げました。

今回、この憲章は今年の10月7日に出たわけですね。それをちょっと見てみますと、基本理念の中には「科学技術が正しく利活用される社会づくり」とあって、この中に入っておるのかなと思ったりするんですけども、よく分からないんです。「科学技術が正しく利活用される」とか、ほか「倫理観に基づく確かな研究成果や知見」。倫理観に基づく、要するに、道徳や社会慣習として、そういう目を見た研究をしているとか、何か分かりづらい言葉で書いてあるんですけども、結局は、科学を正しく使っていくんだぞ、悪のほうに使っちゃいかんぞということだろうと思うんです。

こういう科学の在り方というのは、これから特に一つの科学によって世界が大変なことになるかもわからないということでは、これから科学を勉強していく、勉強しようという子供たち、人たちに当然ちゃんと植え付けていかないかん基本的なことだと思うんです。だから、今は小学校、中学校、高校ですね、その子供たちに対して、これらの感覚、そういうことを勉強の中で一番しょっぱなに取込んでいく必要があるんじゃないかと思うんです。

この平成27年度に向けた教育委員会の施策の基本方針の中には、科学の振興が入っていませんね。これは何か入れてほしいんですけど。そしてその中で、例えば一番最初に科学を正しく利用すると。科学そのものは正義でも悪でもない、科学を使う者によって正義にも悪にもなるという考え方の中で、やはり正しく使うんだと。これからは、特に科学は今まで以上に重要な位置を占めるのでというふうな意味での何かを入れてほしいんです。この右側に、道徳の教科化への対応とあります。この道徳では、ちょっと苦しいですね。やはり科学というのを別枠で設けて、それをどう利用していくかということの基本概念を盛り込んでほしいなと思うんですけども。

草野学校政策課長

西沢副委員長より、科学技術についての記載を基本方針にというところでございます。

副委員長御指摘のとおり、科学技術憲章自体は、県内の科学技術施策という意味で、大学、研究機関といったちょっと教育委員会の所掌から外れているところでございます。

ただ、もちろんその中で、学校教育が科学技術人材の育成、理科教育の推進といった観点で非常に重要な位置を占めているのは、これも間違いない事実でございまして、また当委員会といたしましても、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）も含めて、科学の推進というところにもしっかりと取り組んでいるところでございます。

また、これは10月にできた憲章でございまして。その中で、副委員長御指摘のとおり、科学技術の正しい利活用ですとか、また、子供たちの理科への興味ですとか、それから倫理観に基づくといった観点で、県の教育委員会として協力できる場所はあろうかと思っておりますので、それは担当課であります総合政策課と協議、協力しながらしっかりと進めていくこ

とが適切ではないかと思っておりますし、適切に進めてまいりたい、協力してまいりたいと思っておりますのでございます。

西沢副委員長

つくるときが一番最初には、学校関係者も入っていましたよね、当然ながら。その人たちの中では、私が今、言ったことが問題になったらしいです。科学というのは正義でも悪でもないということを大分議論したということの後から聞きました。それをどう捉えるかという、私が言ったようなことがあったらしいです。やはりそれを見ても、もうちょっと詳しくというか、ちゃんと分かるような意味で書いてくれたほうがよかったと思うんです。何となく分かるかなという感じですけども。

だから、これをつくるときにも先生がかなり関与しているんです。本当なんです。それで、そのことが問題になっていたんです。だからこそ、教育委員会のほうでも、つくるときには、それはやっぱりちゃんと盛り込んでやってほしいなど。今回はもうつくってしまったので、これ以上これを変えるのは無理ですけども、裏本として何かやるときは書いておいてほしいなどと思います。それだけです。よろしくお願いします。

教育委員長、何か一言。

松重教育委員長

私も科学技術をずっとやっていましたので、その点は非常に思いがあります。

今日、ノーベル賞の話が出ましたけど、ノーベル自体はダイナマイトの発明です。それは産業に役立ったわけですけど、それが軍事にもということで、そういったものは科学技術という思いで、そういう賞をつくられたとも思います。それから、日本人でノーベル賞の一番最初は湯川博士です。中間子理論という形でもらわれたんですけど、晩年といえますか後年については、いわゆる核の問題として、非常にそういった面では倫理の問題といった形で平和運動をされています。

そういった面では、何でもそうですけど毒と益があります。そのあたりをちゃんと人間の心といいますか、そういったようなものでちゃんと律するような形をつくらないと、科学技術は、便利になった、安くなった、非常に高性能、それだけではないということをして是非子供たちにも教育の中でやっていけないと思えます。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

達田委員

議案第10号につきましては、県民負担が増えるということがありますので、反対をさせていただきます。

（その3）の分の議案第36号の学校職員給与条例なんですけれども、最初はちょっと上がるんですけども、ずっと後々下がっていくということで、やっぱり県内経済に与える影響も大きいということで、反対をさせていただきます。

元木委員長

それでは、議案第10号及び議案第36号の2件については、御異議がありますので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号及び議案第36号の2件については、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第10号及び議案第36号の2件を除く教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第36号の2件を除く教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第10号、議案第36号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第27号、議案第37号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第18号「徳島県立図書館の図書費増額について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館は文化の森に移転後24年が過ぎましたが、この間、相当額の図書購入費を投入してまいりました。

昨今の県財政を取り巻く厳しい状況下において、図書の購入予算は、平成15年度から減少傾向になっているものの、平成21年度から24年度までは、他の予算額が減額となる中、3,230万5,000円を維持してまいりました。

さらに、平成25年度におきましては300万円を増額し、「未来を切り拓く人材の育成」をテーマに、豊かな感性の醸成や郷土への誇りと国際的な視野のかん養に役立つ図書、キャリアの習得やスキルアップにつながる図書を整備し、県立学校をはじめ多くの県民の方々に広く御利用いただいております。

平成26年度当初予算におきましても、昨年度と同額の3,530万5,000円を計上しており、引き続き次世代の若者の育成に資する図書を充実するとともに、子供たちが初めて接する図書である絵本などを重点的に整備しているところです。

県教育委員会といたしましては、今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに、運営に更なる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第19号「県西部の県立高等学校への看護師課程の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習受入れ可能となる病院が少ない上に広く分散している状況にあります。

このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学をはじめとする臨地実習施設や医師など多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、設置に向けては非常に厳しいものがあり、このため高校再編を進める県西部の二つの地域協議会におきまして、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれ頂いている

ところであります。

また、県内の2大学からも新たに看護学科の卒業生が輩出されており、看護師の供給が増加しておりますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の実施など県内定着率の向上に向けた取組が進められていることから、今後、このような状況を慎重に見極める必要があると考えております。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号「高校再編における校地の選定について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む高校再編計画骨子（案）を策定いたしました。

その後、実施しました地域説明会と意見募集において様々な御意見を頂いておりますので、引き続き県教育委員会といたしましては、新高校が地域の子供たちの期待に応えられる学校となるよう、教育を受ける子供たちの視点に立って、高校再編計画案の策定に向け、慎重に検討してまいりたいと考えております。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

それでは、本件については、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第60号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査

いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

「① 小学校1・2・3・4・5・6年生，中学校1年生に続き，中学校2年生でも早急に35人学級を実現すること」につきましては，学力向上やいじめ，不登校問題への対応，さらには，特別な支援を要する子供への対応など，学校の抱える課題が複雑・多様化する中，子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り，確かな学力を身に付けるためには，教員が子供と向き合う時間を確保し，一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では，国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。まず，学校生活に不慣れであり，以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1・2年生については，平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。平成20年度には，複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより，学習・生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。その後，平成23年度から平成25年度の3年間で対象学年を小学校3年生から小学校5年生にまで上げ，さらに本年度，小学校6年生を新たに対象に加えて，小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級を実現することにより，きめ細やかな指導を着実に推進してまいりました。

今後は，少人数学級編制の成果と課題を検証するとともに少人数指導の効果的な活用を図りながら，きめ細やかで質の高い指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

「② 就学援助を拡充すること」につきましては，就学援助制度は，経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して，国の補助を受けて，市町村が主体となり，学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から，要保護児童生徒に対する就学援助について，新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては，市町村教育委員会に対し，国からの通知を連絡しているところでございますが，今後とも，市町村が就学援助に関して適切な対応ができますよう，国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

「③ 小・中学校の給食費無償化を国にはたらきかけること」につきましては，成長期にある児童生徒が，食に関する正しい理解と適切な判断力を養い，正しい食事の在り方を体得するとともに，食事を通して好ましい人間関係を育成するために，学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。また，国においても，学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり，学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として，積極的な活用を進めているところです。

学校給食法では，調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については，学校給食の実施者である市町村が負担し，食材費などそれ以外の学校給食に要する経費に

については、保護者が負担することとなっております。また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第74号「国の教育政策における財政的支援について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

「① 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること」につきましては、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、義務教育費国庫負担制度により国が一定の割合を負担しておりますが、平成18年度から国の負担比率が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

「② 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること」につきましては、教員が子供と向き合う時間の確保による質の高い教育の実現のため、国において平成23年度にいわゆる標準法の改正を行い、小学校1年生の学級編制基準が35人に引き下げられたところであります。

昨年度、国におきましては、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上を目指し、全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、今後7年間で計画的に実現していくためのあるべき姿として、教師力・学校力向上7か年戦略が示されました。

この中で、今後の児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備することとし、少人数教育の推進など教職員定数の改善のほか、教員の資質向上、メリハリある教員給与の実現等が提示されております。

また、平成27年度国予算の概算要求においては、10年後の学校の姿を見据えた新たな教

職員定数改善計画案を策定し、教員の質と数の一体的な強化を進める方針が明示されております。

「③ 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること」につきましては、いわゆる人材確保法は、教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより、優れた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。

教育職員の給与等につきましては、平成19年3月の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」の中で、今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリをつけた教員給与体系を構築することが示されております。

この答申を受け、国では平成20年度から教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても平成20年4月から、全国の先頭を切って新たな職である副校長、主幹教諭、指導教諭を設置するとともに、平成20年10月からは、部活動手当を含む特殊業務手当の手当額の増額を行う一方、平成21年1月から平成23年4月にかけて、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減を段階的に実施したところであります。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については、採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、採択とすべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま採択とすべきものと決定いたしました、請願第74号「国の教育政策における財政的支援について」は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正・副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正・副委員長に御一任願います。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第74号

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第18号，請願第19号，請願第60号の2

継続審査とすべきもの（簡易裁決）

請願第32号

これをもって，教育委員会関係の審査を終わります。

これをもって，本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時23分）